

砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱

砥部町告示第 126 号

令和 2 年 6 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 この告示は、不良住宅の集積が居住環境を阻害している地域について、住環境の改善又は災害の防止のために、空き家である不良住宅の除却にかかる経費の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その補助金の交付にあたってはこの告示に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この告示における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業 所有者等がこの告示に基づく補助金を受けて実施する老朽危険空き家の除却に関する事業をいう。

(2) 所有者等 次の要件のいずれかを満たす者をいう。

ア 老朽危険空き家を所有する者(所有者等から補助事業にかかる委任を受けた者を含む。)

イ 老朽危険空き家の相続権者

ウ その他町長がア及びイに掲げる者と同等と認める者

(3) 老朽危険空き家 補助対象事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供する見込みのない住宅で、次の要件を満たすものをいう。

ア 住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)第 2 条第 4 項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則第 1 条の各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表において、合算した評点が 100 以上であるもの

イ 次に掲げる各号のいずれかの要件を満たす住宅で、倒壊すれば老朽危険空き家の存する敷地を越え、避難等に支障をきたす恐れのあるもの

(ア) 災害対策基本法(昭和 35 年 11 月 15 日法律第 223 号)第 2 条第 10 号に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路の沿道に位置する住宅

(イ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号)第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項に基づく耐震改修促進計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する住宅

(ウ) 建築物(住宅を含む。)が立ち並んでいる道の沿道に位置する住宅

(補助の対象)

第 3 条 この告示による補助金の交付の対象となる経費は、老朽危険空き家の除却工事に要する費用(除却に伴い発生する産業廃棄物の処分費を含む。)とする。ただし、以下に掲げるものを除く。

(1) 老朽危険空き家の一部を除却する工事

(2) 家財道具、機械、車両等の処分にかかる費用

(補助の要件)

第4条 この告示に定める老朽危険空き家は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 町内に存するものであること。
- (2) この告示以外の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっていないこと。
- (4) 国、地方公共団体又はその機関の所有でないこと。
- (5) 所有者等に町税の滞納がないこと。

(補助金の額)

第5条 この告示による補助金の額は、住宅地区改良事業等対象要綱（平成 17 年 8 月 1 日付国住整第 38-2 号）に基づき算出した交付対象額（ただし、除却工事費に限り、消費税及び地方消費税の額を除く。）に 5 分の 4 を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、80 万円を限度とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する 10 日前までに砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 除却工事实施（変更）計画書（様式第 2 号）
- (2) 位置図
- (3) 現況写真
- (4) 除却に要する費用の見積書
- (5) 所有者等であることを証明するもの（登記事項証明書、固定資産税課税台帳記載事項の証明書、戸籍謄本等）
- (6) 所有者等から補助事業にかかる委任を受けた場合は、当該所有者等の委任状
- (7) 老朽危険空き家の所有者等とその土地の所有者等が異なる場合は、当該土地の所有者等の解体撤去に係る同意書
- (8) 納税状況調査に係る同意書（砥部町に納税義務のあるものに限る。）
- (9) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助事業の適否を決定し、砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）又は砥部町老朽危険空き家除却事業補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第8条 補助事業の着手は、前条の規定による補助金交付決定の通知後に行わなければならない。

(事業内容の変更・取止め)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更、又は取止めしようとするときは、砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付変更（取止め）申請書（様式第 5 号）に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付変更（取止め）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者へに通知するものとする。

（完了報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは完了の日から起算して30日以内、又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い日までに、砥部町老朽危険空き家除却事業完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 除却工事請負契約書の写し

（2） 除却に要した経費の支払いを証する領収書

（3） 工事写真（竣工状況及び工事中の分別解体等、補助対象事業の内容が確認できるもの）

（4） 廃棄物処理に関する処分証明書類

（5） その他町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは補助金の額を確定し、砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者へに通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の交付金額確定通知を受けた補助事業者は、砥部町老朽危険空き家除却事業補助金請求書（様式第9号）を、町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定による補助金の交付請求書を受理した場合は、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し・補助金の返還）

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2） この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

（3） 補助金を他の目的に使用したとき。

（4） 前各号に掲げるもののほか、町長が不適當と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（指導監督）

第15条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（跡地の管理）

第16条 補助金の交付を受けて、老朽危険空き家を除却した所有者等は、土砂等の

流出や雑草の繁茂等、地域の居住環境を阻害しないよう、跡地の適正管理に努めなければならない。

(関係書類の保管)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の終了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

印

砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付申請書

なお、本申請に係る事業の実施により紛争が生じた場合は、自己の責任において処理することを誓約いたします。

1 老朽危険空き家の所在地	伊予郡砥部町
2 老朽危険空き家の所有者等	
3 所有者との続柄	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ その他（ ）
4 補助対象経費	_____円 (※除却工事実施(変更)計画書の「補助対象経費」(D)の額を記入する。)
5 補助金交付申請額	_____円 (※除却工事実施(変更)計画書の「補助金交付申請額」(F)の額を記入する。)
6 添付書類	(1) 除却工事実施(変更)計画書(様式第2号) (2) 位置図 (3) 現況写真 (4) 除却に要する費用の見積書(内訳の分かるもの) (5) 所有者等であることを証明するもの(登記事項証明書、固定資産税課税台帳記載事項の証明書、戸籍謄本等) (6) 所有者等から補助事業にかかる委任を受けた場合は、当該所有者等の委任状 (7) 老朽危険空き家の所有者等と、所在する土地の所有者等が異なる場合は、当該土地の所有者等の解体撤去に係る同意書 (8) 納税状況調査に係る同意書 (9) その他町長が必要と認めるもの

除却工事実施（変更）計画書

申請者	住所	
	氏名	
施工者	住所	担当者
	会社名	連絡先
除却工事 開始予定日	年 月 日	
除却工事 完了予定日	年 月 日	

1 老朽危険空き家の概要

所在地	伊予郡砥部町		
用途	専用住宅 ・ 店舗併用住宅 ・ その他		
建築年	年	敷地面積	m ²
建築面積	m ²	延べ面積	m ²
構造	造	階数	

注）用途については、該当するものを○印で囲むこと。

2 交付申請額の算出

除却工事費 （見積額）	円	(A)
除却対象床面積 （延べ面積）	m ²	(B)
除却工事費 面積限度額	木造：(B) m ² × (※) 円/m ² = 円	(C)
	非木造：(B) m ² × (※) 円/m ² = 円	
補助対象経費	(A) と (C) のうち少ない方の額 円 × 0.8 = 円	(D)
補助限度額	円	(E)
補助金交付申請額	(D) と (E) のうち少ない方の額 円	(F)

注1）除却工事費(A)は、補助の対象となる老朽危険空き家等の除却に要する費用を記入すること。

注2）除却工事費面積限度額(C)の算定におけるm²当たりの単価(※)は、申請する日の属する年度において通知されている最新の「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」第9(2)の額とする。

注3）補助金交付申請額(F)に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砥部町老朽危険空き家除却事業補助金について、砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交 付 年 度	年度
2 交付決定額	_____ 円
3 交付の条件 及 び 指 示	(1) この補助事業について、砥部町長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。 (2) 補助事業の内容を変更し、又は取止めしようとするときは、砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、町長の承認を受けること。 (3) 砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱第 14 条各号のいずれかに該当するときは、町長はこの決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (4) 上記 (3) により、この決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、町長は期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町老朽危険空き家除却事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砥部町老朽危険空き家除却事業補助金について、次の理由により決定できませんので、砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

決定できない理由	
----------	--

年 月 日

砥部町長 様

住 所

補助事業者 氏 名

㊞

連絡先

砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付変更（取止め）申請書

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった砥部町老朽危険空き家除却事業補助金について、申請内容を次のとおり変更（取止め）したいので、砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変 更 内 容	
変 更 理 由	

1 老朽危険空き家の所在地	伊予郡砥部町
2 補助対象経費	当初 _____ 円 変更 _____ 円 ※除却工事実施（変更）計画書の(D)の額
3 補助金交付申請額	当初 _____ 円 変更 _____ 円 ※除却工事実施（変更）計画書の(F)の額
4 添 付 書 類	(1) 除却工事実施（変更）計画書（様式第2号） (2) 変更内容の分かる図面・写真等 (3) 除却に要する費用の見積書 (4) その他町長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付変更（取止め）承認通知書

年 月 日付けで変更（取止め）承認申請のあった砥部町老朽危険空き家除却事業補助金について、砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1 交 付 年 度	年度
2 変更（取止め） の 内 容	
3 当初交付決定額 (①)	円
4 変更交付決定額 (②)	円
5 差引変更増減額 (②－①)	円

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者 住 所
氏 名
連絡先

印

砥部町老朽危険空き家除却事業完了報告書

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった砥部町老朽危険空き家除却事業補助金について事業が完了しましたので、砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 老朽危険空き家の所在地	伊予郡砥部町
2 補助対象経費	_____円
3 補助金交付決定額	_____円
4 除却工事実施期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
5 関係書類	(1) 除却工事請負契約書の写し (2) 領収書の写し（除却工事を行った業者が発行したもの） (3) 工事写真（竣工状況及び工事中の分別解体等、補助対象事業の内容が確認できるもの） (4) 廃棄物処理に関する処分証明書類 (5) その他町長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け、 第 号で交付を決定した砥部町老朽危険空き家除却事業補助金について、砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、補助金の額を確定したので次のとおり通知します。

補助金交付 確 定 額	_____円
----------------	-------------------

年 月 日

砥部町長 様

住 所

補助事業者 氏 名 ㊞

連絡先

砥部町老朽危険空き家除却事業補助金請求書

下記のとおり、交付額の確定を受けた砥部町老朽危険空き家除却事業補助金について、砥部町老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、請求します。

交 付 額 確 定 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号
請 求 額	_____ 円

口座振込先	金 融 機 関 名							
	本店・支店名	本店 ・ 支店						
	預 金 種 別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他						
	口 座 番 号							
	(フリガナ) 口座名義人							